

全国商工会連合会 業務災害保険

2025年4月商品改定のご案内

2025年4月1日以降始期のご加入から、本制度の商品改定を行います。
パンフレットとあわせてご覧ください。

1. 保険料率の改定

直近の事故発生状況等を踏まえ、保険料水準の見直しを行います。ご加入条件によって、従来より保険料が引上げまたは引下げになる場合があります。

2. 商品の改定

(1) 職業性疾病補償特約の自動セット化

- 「職業性疾病補償特約」を**すべてのご加入に自動的にセットされる特約（自動セット特約）**とします。
- これにより、すべてのご加入において、普通保険約款に定める「労災認定された疾病等」に「職業性疾病」が追加されます。「職業性疾病」に関する説明は、パンフレットをご覧ください。
- なお、「職業性疾病」のうち「石綿・胆管がん・じん肺症等」に起因する身体障害については、引き続き補償対象外となりますのでご注意ください。

(2) 事業者費用補償（ワイド・実損型／ベーシック・実損型）特約の改定

- 働き方の多様化に伴い、副業を希望する人は増加傾向にあります。従業員の満足度が高まり、離職防止につながる事が期待されるなどの理由から、副業を認める企業が増えています。
- このような状況を踏まえ、補償対象者が**副業中に**身体障害を被った結果、死亡・後遺障害などの支払事由に該当したとき、その補償対象者の代替のための求人・採用等に関する費用を新たに補償の対象とします。

(3) その他の改定

下表のとおり改定を実施します。各項目の詳細および下表以外の改定内容については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合せください。

項目	主な改定内容
後遺障害補償保険金 支払限度額の任意設定	「後遺障害等級別支払限度額設定特約」を新設します。本特約をセットすることで、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害補償保険金支払限度額の100%～4%に定めていた限度額を 任意で設定できる ようになります。
「傭（よう）車運転者」の定義の拡大	「傭（よう）車運転者」に関して、 一次請負人・受託人に限らず、数次の請負人・受託人も含む ように定義を拡大します。
保険料精算特約の廃止	手続き簡素化の観点から、「保険料精算特約（直近労働保険年度末用、直近会計年度末用も含みます）」を廃止します。これにより、すべてのご加入を 保険料確定型 でお引受けします。

ご注意

このチラシは全国商工会連合会を契約者とする団体契約「全国商工会連合会 業務災害保険（業務災害補償保険）」の概要を説明したものです。詳細はパンフレットをご覧ください。

MS&AD 三井住友海上火災保険株式会社

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル

<チャットサポートやよくあるご質問などの各種サービス>
<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>
<お客さまデスク> 0120-632-277（無料）

こちらから
アクセスできます▶



代理店・扱者